

令和2年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和2年4月27日（開会）

令和2年5月1日（閉会）

垂 水 市 議 会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号（4 月 27 日）（月 曜 日）

1. 開 会	4
1. 執行部紹介	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 諸般の報告	5
1. 報告第 2 号～報告第 6 号 一括上程	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 30 号 上程	1 5
説明、休憩、意見陳述、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 31 号 上程	2 5
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 32 号 上程	2 5
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 33 号 上程	2 9
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	3 0
1. 散 会	3 0

第 2 号（5 月 1 日）（金 曜 日）

1. 開 議	3 2
1. 諸般の報告	3 2
1. 議案第 30 号・議案第 32 号・議案第 33 号 一括上程	3 2
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 閉 会	4 0

令和 2 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 臨 時 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
4 ・ 2 7	月	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、説明、質疑、討論、一部表決、条例制定請求代表者意見陳述、一部委員会付託
4 ・ 2 8	火	休会	委員会
			総務文教委員会 産業厚生委員会
4 ・ 2 9	水	〃	昭和の日
4 ・ 3 0	木	〃	委員会 議会運営委員会
5 ・ 1	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

2. 付議事件

件 名

- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度垂水市一般会計補正予算（第 7 号））
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 3 0 号 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 3 1 号 垂水市固定資産評価員の選任について
- 議案第 3 2 号 令和 2 年度垂水市一般会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 3 3 号 令和 2 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号） 案

令和 2 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 令和 2 年 4 月 2 7 日

本会議第1号（4月27日）（月曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	森 秀和
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	和泉 洋一	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	水産商工総括監	三橋 謙一
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年4月27日午前10時00分開会

○議長（篠原静則） おはようございます。

皆様方をお願いを申し上げます。新型コロナウイルス集団発生予防のため、当分の間、議場内及び傍聴席でのマスク着用を義務づけますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、このことにつきましては、議会運営委員会での決定事項であることを申し添えます。

△開 会

○議長（篠原静則） それでは、定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△執行部紹介

○議長（篠原静則） ここで、去る4月1日付で課長等の移動があり、紹介のための発言の申し出がありましたので、順次これを許可します。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。総務課長併任監査事務局長を拝命いたしました和泉でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。財政課長を拝命いたしました濱でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） おはようございます。企画政策課庁舎建設総括監を拝命いたしました園田でございます。よろしくお願いいたします。

○保健課長（草野浩一） おはようございます。4月1日付で保健課長兼地域包括支援センター長を拝命いたしました草野浩一と申します。よろしくお願いいたします。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。4月1日付で農林課長、農業委員会事務局長を拝命いたしました森でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（鹿屋 勉） おはようござい

ます。教育総務課長を拝命いたしました鹿屋勉でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（今井 誠） おはようございます。学校教育課長兼学校給食センター所長を拝命いたしました今井誠でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（紺屋昭男） おはようございます。社会教育課長兼図書館長兼文化会館長兼運動公園長を拝命しました紺屋昭男でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（橋圭一郎） おはようございます。税務課長を仰せつかりました橋です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○市民課長（篠原彰治） おはようございます。市民課長を拝命いたしました篠原彰治でございます。新城支所長と牛根支所長を兼務しております。あわせて、選挙管理委員会事務局長を拝命しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○水道課長（森永公洋） おはようございます。水道課長を拝命いたしました森永です。よろしくお願いいたします。

○会計課長（野村宏治） おはようございます。会計管理者兼会計課長を拝命いたしました野村でございます。よろしくお願いいたします。

○水産商工総括監（三橋謙一） おはようございます。4月1日付で水産商工総括監に拝命いたしました三橋謙一と申します。よろしくお願いいたします。

私、水産庁からの派遣でございます。ブリ・カンパチをはじめとします本市の製品の販路拡大並びに新型コロナウイルス感染拡大の対策支援などに取り組みまして、本市の発展のために尽くしてまいります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、堀内貴志議員、感王寺耕造議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る22日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を本日から5月1日までの5日間とすることに意見の一致を見ております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日から5月1日までの5日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和2年2月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。マスク着用のためにお聞き苦しいと思いますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

初めに、令和2年4月1日付、人事異動について報告いたします。

4月1日現在の職員数は、行政改革大綱の目標値であります235名以内に対し、233名でございます。このほか、再任用職員を21名配置いたしました。

今回の人事異動の大きな特徴といたしまして、

本市の重点施策に対応するため、企画政策課に新庁舎建設の技術部門を担う庁舎建設総括監を配置し、また、水産商工観光課に水産庁から職員を派遣いただき、水産関連の海外商圏等販路拡大を担当する水産商工総括監を新たに創設したところでございます。

先ほど自己紹介もありましたが、三橋水産商工総括監について、簡単にご紹介いたします。

総括監は、昭和55年5月1日生まれで、現在39歳であります。平成17年に農林水産技官行政職として水産庁に入庁され、以降、貿易、加工流通などの職務に従事され、本年3月までは水産庁漁政部加工流通課課長補佐として勤務されておられます。

特に、静岡県焼津市での地方での勤務経験やジェトロ・ニューヨーク事務所での3年間の海外勤務を経験されるなど、これまで日本の水産産業振興の第一線で活躍されておられます。

これまでの経験を活かしていただき、本市の重点施策であります、水産業をはじめとした海外商圏等販路拡大など、幅広い分野にご尽力いただけるものと考えているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症防止につきまして、3月議会以降の取り組み状況と今後の対応等についてご報告いたします。

まず、国と県の対応策についてであります。商工業につきましては、国の政策として、令和2年3月2日に、新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けました中小企業者を対象に、セーフティーネット保証4号、同月6日にセーフティーネット保証5号が、さらに、同月13日には、危機関連保証が令和2年6月1日までの期間限定で発動されました。

この発動を受けまして、水産商工観光課に申請相談窓口を設け、申請後翌日までには認定ができるよう対応しているところでございます。

4月24日現在の状況は、相談件数22件、うち申請件数18件で、認定件数は同数の18件、業種

別では、商工業者11件、水産業者7件となっております。しかしながら、市が認定をいたしましても、金融機関からの借入れとなりますことから、金融機関の審査に基づき、融資の決定がなされるということになります。

金融機関では、過去の借入れの返済について猶予期間を設けて、新たな返済計画を立てることにより融資が可能であることや、全ての顧客を訪問し事業者の売り上げの現状等を把握するとともに、セーフティーネット保証の周知をされていると伺っております。

今後も、商工業の相談窓口であります垂水市商工会と連携するとともに、関係機関と情報共有するなど、迅速な審査認定となりますよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水産業につきましては、3月以降国外への輸出は航空便の減少並びに船便のコンテナ手配ができないことから、カンパチ・ブリなど、ほぼ出荷ができない状況となっているのが現状でございます。

また、国内におきましても、4月に入り出荷量が大幅に減少していることから、養殖魚及び生けすの管理に係る経費等が増加することが見込まれ、各漁業者の経営に与える影響を危惧しているところでございます。

今後も、経営に与える影響を抑えるため、農林漁業セーフティーネット資金等の借入れや国の経済対策関連事業によります支援について注視するなど、相談窓口であります漁協と連携を図り、漁業者等への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、国からのマスク配布でございますが、先行して介護施設等や福祉施設に配布され、本市には、3月31日、垂水中央病院に医療用のサージカルマスク3,000枚、4月3日にコスモス苑に布マスク90枚を皮切りに、保育所等の市内福祉施設や介護施設等においては4月15日までに職員数などに応じた枚数が届いております。

今後は第2弾として、介護施設利用者、妊婦の方々、学校や児童福祉施設及び全世帯を対象といたしまして、マスクを配布される予定でございます。

次に、県からのマスク配布についてでございますが、3月中にマスクが不足する市内グループホーム2施設に対し、3月19日、50枚ずつ配布があり、入所者や職員の感染防止の徹底をお願いしたところでございます。

なお、鹿児島県指定の社会福祉施設でありますコスモス苑及び城山学園についても、それぞれ50枚ずつ県から直接配布があったとのことであります。

次に、本市の対応と取り組み状況について報告いたします。

はじめに、垂水市独自の予防対策、経済対策についてでございますが、まず予防対策としましては、乳幼児、保育園・幼稚園児、小・中学生など、1,347名分の布製マスク計2,900枚を地元企業に発注し、4月21日に、乳幼児以外には1人2枚ずつ配布したところでございます。

また、高校生以上の一般の市民の皆様方にも、市販されているマスクを1人10枚ずつの13万1,000枚を5月中に配布したいと考えております。

このほか、経済対策といたしましては、垂水市商工会長並びに副会長、理事の皆様からのご意見をいただきまして、市民の消費意欲の喚起及び市内の資金循環によります商工業の景気回復を図ることを目的に、「コロナに打ち勝とう」プレミアム付き商品券を発行したいと考えております。

内容といたしましては、従来の15%のプレミアム率を20%に引き上げ、幅広く市民の皆様へ購入していただくために、1世帯購入上限を5万円分として、約4,000世帯の市民の皆様が購入できますよう、販売総額を2億円と予定しているところでございます。

なお、従来、商品券販売に伴い、加盟店が市商工会へ支払っております手数料の1%につきまして、商工会員であります加盟店には全額補助する予定としております。

使用期間につきましても、6月から11月と従来より前倒しして、商工業者の売り上げ増加並びに景気回復を図るものでございます。

なお、販売につきましては、市民の皆様が集中して購入される状況を回避する対策を図り、3密にならないよう十分に注意するなど、感染拡大防止を徹底していきたいと考えております。

なお、ただいまご説明いたしました、乳幼児から中学生までのマスクの購入に要する経費につきましても、緊急に対応する必要性がありましたことから、予備費から充用させていただいております。

また、高校生以上のマスク購入費や商品券発行に伴います予算につきましては、本議会に補正予算等を上程させていただいているところでございます。

このほか、本日、国会に提出予定の全国民への一律10万円の給付金などが盛り込まれる政府の新型コロナウイルス感染緊急経済対策補正予算が可決されましたら、体制を整え、迅速な対応に努めたいと考えております。

次に、垂水中央病院やコスモス苑をはじめとする介護施設等におきましては、感染者が発生すると、施設という特質性から集団感染するリスクが大きいため、面会を制限しているとのことでございます。

また、県外から帰省された家族の方がいらっしゃる利用者には、2週間程度は利用を見合わせるなどの対応をとっているとのことでもあります。

さらに、特別養護老人ホームやグループホームなどの重度者の施設においては、全ての方の面会を禁止し、感染防止の強化を図っておられます。さらに、医療機関におきましては、感染

防止対策の徹底を引き続きお願いしているところでございますが、市民の皆様方には受診をためらう方もいらっしゃるということから、医療機関が行っている感染対策を市民の皆様方にしっかりとお伝えして、不安解消に努めているところでございます。

また、今年で4年目を迎える「たるみず元気プロジェクト」健康チェック事業につきましては、4月10日に、本市スーパーバイザーであります鹿児島大学医学部大石教授と意見交換を行いました。

大石先生は、感染症の専門家でもあり、鹿児島県下では、今後、都市部からの学生等の若者の里帰りにより、夏に向けてピークが広がる可能性があり、まだまだ予断を許さないとの見解でありました。

元気プロジェクトは双方にとって重要であり、今後約20年間発展的に継続していく事業でありますことから、この事業から感染者を発生させることはあつてはなりません。そのためにも、勇気ある中止という考え方で意見の一致を見、今年度は中止という決断をさせていただきました。

次に、乳幼児健診を含む各種健診等につきましては、国の通知に基づき、会場等に消毒液の設置や密閉・密集・密接の3密を避けるなどの感染防止対策を行った上で実施することとしておりますが、垂水市内に感染者が確認されるなど、状況が変わった場合は中止等の判断も検討してまいります。

次に、介護保険事業については、介護認定に必要な訪問調査を行っておりますが、調査員が感染防止を理由に面会を断られる事例が生じてきておりますことから、不利益が生じないよう、臨時的な取り扱いとして認定の有効期間を12カ月延長する措置をとりました。

また、地域で支え合うための支援を行っている地域包括支援センターにおきましては、高齢

者の方々が感染を恐れる余り、外出の機会が減っている方もおられますことから、動かないことによる身体や身の回りのことなど、生活動作が行いにくくならないように、自宅でできる運動を紹介したチラシを4月16日に配布したところであります。

今後におきましては、今年度実施できない健康チェックのかわりに、鹿児島大学と協力のもと、自宅でできる健康づくりを、あらゆる媒体を使って発信していく予定でございます。

次に、保育所や認定こども園につきましては、これまでと同様、通常どおりの運営を行っていた一方で、常に情報を共有しながら連携して対策に努めているところでございます。

また、先ほど申しあげました保育園児等へのマスクの配布に加えて、5月中旬に保育所等や児童クラブ、障がい者関係施設等の福祉施設18カ所に対して、マスクの大人用を200枚ずつの3,600枚、8カ所の施設に子ども用を100枚ずつの800枚を配布する予定としているところでございます。

次に、子育て支援センターにつきましては、利用者からの要望に応え、小・中学校の再開にあわせて4月6日から時間を短縮して利用を開始しておりましたが、今回の学校の臨時休業により、4月22日から通常の利用を休止しているところでございます。

次に、児童クラブにつきましては、今回の学校の臨時休業への対応策として、前回と同様4月22日から、8時から18時までと時間を延長して対応しているところでございます。

なお、今回につきましても、開所時間が長時間となりますことから、社会福祉協議会の支援員の応援をいただきながら、運営を行っているところでございます。

また、両憩いの家につきましては、4月23日から臨時休館としており、老人福祉施設や障がい者支援施設につきましても、引き続き情報を

共有しながら状況把握に努め、速やかな対応ができるような体制づくりに努めているところでございます。

次に、学校教育関係につきましては、4月6日、マスク着用やアルコール消毒等の感染防止対策、参加者の制限、時間短縮等の工夫を行った上で、各学校において入学式が行われ、小学1年生88人、中学1年生93人が、新入生として希望を持って各学校の門をくぐりました。

また、各学校におきましては、教室の常時換気やマスクの着用、うがい・手洗い等を徹底するなど、集団感染防止に向けた様々な取り組みを講じた上で、6日より学校を再開し、令和2年度の教育活動が進められております。しかしながら、16日、国が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したこと、県からの臨時休業の協力要請があったことを受け、本市におきましても、児童生徒の健康・安全を第一に考え、全小・中学校を対象に、4月22日から5月6日までの期間を一斉臨時休業とし、その間30日を臨時登校日としているところでございます。

各学校では、休業前に自宅での過ごし方や家庭学習課題について丁寧な指導を行うとともに、市から児童生徒に1人2枚ずつ布製マスクを配付し、臨時休業に入りました。

また、臨時休業期間中の子どもの居場所確保につきましては、放課後児童クラブでの時間を延長しての受け入れ、やむを得ない状況のある児童生徒については、学校においても受け入れを行っております。あわせて、自校の児童生徒の運動機会確保のため、校庭の開放も行っております。

今後につきましては、全国や県での感染者の状況、国や県の方針、近隣市町の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

また、社会教育・体育施設におきましては、学校の臨時休業にあわせ、市立図書館を除き、市民館や各地区公民館を含め、全施設の閉館措

置を行ったところでございます。社会教育課主催の事業につきましても、イベント等を中止・延期するとともに、施設利用者に対しましても、各種会合等の中止や延期の依頼を行い、ご理解をいただいているところでございます。

また、学校の臨時休業期間中における児童生徒の安全確保や犯罪被害防止等のために、社会教育課内の青少年育成センター相談員による市内巡回を行うとともに、各地区の青少年育成指導委員へも、見守りや声かけ等の活動を行っていただくよう要請を行ったところでございます。

次に、市職員の感染予防策につきましては、出勤前の健康チェックや当面出張を見合わせるなどの職員の行動指針を示し、改めて職員の感染予防について徹底を求めるとともに、1階窓口の一部に、職員による飛沫防止用のパネルを設置し、環境の改善も図っているところでございます。

さらに、感染症の蔓延防止策として、試験的に本日から時差出勤を可能とする取り組みを始めているところでございます。

また、緊急時の業務継続につきましては、平成26年に策定した垂水市業務継続計画の非常時優先業務計画をもとに、市役所内で感染者が発生した場合などの業務体制の確保に備えているところであります。

このほか、市役所の取り組みについてであります。市内の企業や飲食店への支援策といたしまして、物販の購入やテイクアウトメニューの注文、また、鹿児島黒牛の注文を募るなど、購入促進に努めているところでございます。

終息が見えない現状において、今後も様々な知見の活用とあらゆる情報を収集し、市民の皆さんが罹患することがないよう啓発を強化するとともに、スピード感を持って対策等を講じてまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終

わります。

△報告第2号～報告第6号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第2号から日程第8、報告第6号までの報告5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度垂水市一般会計補正予算（第7号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市介護保険条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（篠原静則） 報告を求めます。

○財政課長（濱久志） 報告第2号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

特別交付税の確定等により、市有施設整備基金の積み立ての執行に急施を要しましたので、令和2年3月31日に、令和元年度垂水市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、令和元年度の特別交付税等の交付額の確定やふるさと応援寄附金の見込み額が増加したことから、確定額等にあわせまして歳入を増額し、市有施設整備

基金及びふるさと応援基金の積立金に予算措置をしたものでございます。

また、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業についての繰越明許費の補正も同時に行うものでございます。

今回、歳入歳出とも2億7,545万6,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出の予算額は134億8,641万円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

土木費のがけ地近接等危険住宅移転事業は、3月の国の交付決定を待っての実施となったため、工期をとれず、繰り越しとなったものでございます。

教育費の垂水小学校プール改修事業は、当初予定していた防水塗膜材が廃盤となっており、再度、工法等を検討したことにより、繰越事業となったものでございます。

柘原小学校プール更衣室建設事業は、更衣室新築予定敷地との隣接境界線が筆界未定となっていたため、地権者の了承を得るのに時間を要したため、繰越事業となったものでございます。

続きまして、歳出の事項別明細でございますが、8ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、市有施設整備基金への積立金でございます。同じく18目ふるさと納税制度事業費の積立金は、ふるさと応援基金への積立金でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の報酬は、農地利用最適化交付金事業に係る農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬増に伴う増額補正でございます。

これに対する歳入は、戻りまして7ページの

歳入明細にありますとおり、固定資産税、自動車重量譲与税、子ども子育て支援臨時交付金、特別交付税、農林水産業費県補助金、ふるさと応援寄附金を増額補正して収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○農業委員会事務局長（森 秀和） 報告第3号専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

国の農地利用最適化交付金の予算化に伴い、平成29年9月に、垂水市報酬及び費用弁償条例に農業委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬を、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、実績加算額を基本額と同額の24万円以内で設定しておりましたが、両委員の積極的な活動による農地集積面積、及び遊休農地の解消面積が増加したことにより、実績加算額が24万円を超過することとなりました。

両委員への報酬支払いに急施を要したため、垂水市報酬及び費用弁償の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、公布の日から施行しているところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるとでございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

別表第2条関係の農業委員会会長、農業委員会会長代理、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の項中、「24万円以内で実績加算額として、市長が定める額」を「成果及び活動の実績に応じて、予算の範囲内において市長が定める額」に改めたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行しております。

以上で、垂水市報酬及び費用弁償の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わります。

すが、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 報告第4号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、令和2年度の介護保険料の賦課に急施を要しましたので、令和2年3月31日に、垂水市介護保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の改正内容でございますが、平成27年度から実施しております所得段階、第1段階の低所得者への保険料の軽減措置を、令和元年度は令和元年10月の消費税10%の引き上げにあわせて、第2段階及び第3段階の方々も追加し、完全実施までの2分の1の減額となる一部実施しておりましたが、今般、令和2年度からの消費税10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるため、条例を改正したものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

介護保険法施行令の一部改正により、第2条第2項から第4項中、「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中第1号の第1段階保険料額「2万5,650円」を「2万520円」とし、第3項中第2号の第2段階保険料額「4万2,750円」を「3万4,200円」に、第4項中第3号の第3段階保険料額「4万9,590円」を「4万7,880円」と改めたものでございます。

なお、附則につきましては、令和2年4月1日からの施行期日を規定しており、経過措置といたしまして、改正後の本条例第2号の規定につきましては、令和2年度分の保険料から適用

し、令和元年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

以上で報告を終わりますが、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○市民課長（篠原彰治） 報告第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、令和2年度の国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、令和2年3月31日に専決処分し、4月1日から施行いたしました。

このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。

下線を引いたところが、改正部分でございます。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額の上限を「61万円」から「63万円」に、第2条第4項介護納付金分の上限「16万円」を「17万円」に引き上げております。

第23条第2号は、5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を「28万円」から「28万5,000円」に、同条第3号は2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を「51万円」から「52万円」に引き上げるもので、これらの改正により、国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担軽減を図るものでございます。

附則第5項及び第6項は、土地基本法等の一部を改正する法律にあわせて改正するもので、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得

の特別控除制度の創設により、第35条の3第1項を加えるものでございます。

以上で報告を終わりますが、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○税務課長（橘圭一郎） 報告第6号専決処分
の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

令和2年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、令和2年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。

そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の市税条例の改正につきましては、令和2年度の地方税制の改正に伴う文言修正が主で、法律改正にあわせて改正を行ったものでございます。

お手元の新旧対照表により、ご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

内容の改正につきましては、第54条の固定資産税の納税義務者等で、第4項及び第5項において、災害等により不明となった所有者にかわり、使用者を所有者とみなし賦課し、その旨を通知するための条文の追加でございます。

5ページをお開きください。

第74条の3の現所有者の申告の申告書の提出義務に関する条項及び条文の追加と、下段の第96条たばこ税の課税免除における条項の追加と条文修正でございます。

その他の改正につきましては、内容について

の変更はなく、法律改正に伴う字句、及び条例の項ずれ、並びに改元に伴う年度の改正でございます。

なお、6ページ以降の附則において、7ページの第8条及び、12ページの第17条の2の期間の差につきましては、租税特別措置法の適用期限をそれぞれ3年間延長することに伴い、改正するものでございます。

以上で、垂水市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご報告を終わりますが、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ教えていただきたいんですけども、補正予算第7号ですね。歳出の部分で、6款農林水産業費、農業委員会費ということで、報酬ですね、あるわけですけども。私の記憶によりますと、会長さんが1名、会長代理が1名ということだと思うんですね。その会長が18万8,000円ですか、会長代理が31万ということ、何かこうちょっと理解に苦しむんですけども、何か特段の理由があったのか。報酬の中身ですね、その点がちょっと不可解なものですから、その点だけちょっと教えてください。

○農業委員会事務局長（森 秀和） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、費用弁償の条例改正につきましては、加算額の部分を条例改正を行っております。農地利用最適化交付金は、農地利用最適化のために農業委員及び推進員の費用弁償として充てられるものでございます。

今回、先ほどご説明したとおり、上限額24万円を超えたことから、条例改正を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。

○持留良一議員 令和元年度一般会計補正予算に1点だけ、今回も財政管理費、目がやはり施設整備基金という形で積み立てられています。

私は、こういう状況の中、いわゆる新型コロナ対策問題等も含めて、ある意味では、その部分のこの地方特別交付税の財源として活用することは、検討課題には上らなかったのかというのは一つあります。

やっぱり緊急性、なおかつ、先ほど市長が言われたとおり、そういう、早急な対応が求められているんだと。財源的にもまだ今後、国が、まだ仮称ですけども、地方創生特別交付金というのを出して、当面は1兆円ですけども、それが自由に使っていいような形になっていくと思うんですが。そうやってきたとき、やっぱり財源の問題の中で、緊急性、いわゆる自粛と補償は一体という視点から考えたときに、そのあたりの財政的な面で、それを優先させるということは判断の一つとしてあったのではないかなというふうに思いますが、この点について一つお聞きしたいというふうに思います。

それと、あと、国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、先ほど出されました。本当、負担額の上限がまた3万円ほど増えるということもあり、一方では、2割・5割の減少の対象枠が広がるということがあり、ある意味ではその部分が救済されるということで、基本的には理解できると思うんですが、この2割・5割の対象者はどのくらいいらっしゃるのか。この枠が広がることによって、どのぐらいの対象者になるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、あと、市税条例等の一部を改正する条例案、先ほど課長のほうで詳しく説明があった、1点だけ。54条の第4項、5項、この中で使用者を所有者とみなし、固定資産税台帳に登録した者に固定資産税を課することができるというような形であるんですけども、この

ことによって、その問題等が起きる、もしくは、その問題が起きたときに対処する方法というのは検討されているのか、もしくはそういうことはもうないという前提なのか、そういう不服も含めて、そのあたりの対応はどうかとお聞きしたいと思います。

○財政課長（瀨久志） 持留議員の特別交付税の基金積み立ての考え方についてお答えいたします。

特別交付税につきましては、毎年度、交付額に変動が見られます。当初予算において過剰に予算措置をすることはできませんので、過去の交付額を参考に予算措置しているところでございます。各年度、災害等の状況に応じて交付額が確定した段階で、その予算額との超過額につきましては、市有施設整備基金もしくは財政調整基金に積み立てる形で予算執行を行っております。

今回、市有施設整備基金に2億5,160万の補正を計上して積み立てたわけですが、基本的には新庁舎建設に向けての積み立てということで、少しでも基金を積み立てて将来の負担を少なくしようという考えで積み立てに優先をしたところでございます。

以上でございます。

○市民課長（篠原彰治） 持留議員の垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてのご質問にお答えします。

令和2年度の国保税の課税は、7月1日に確定しますので、令和元年度の本算定時における被保険者情報による試算でお答えします。

まず、2割軽減の基準額が引き上げられたことにより、これまで軽減対象外であった世帯の中で、新たに2割軽減となる世帯数は11世帯でございます。影響額については22万1,640円となります。

次に、5割軽減の基準額が引き上げられたことにより、これまで2割軽減であった世帯の中

で、新たに5割軽減となる世帯数は4世帯でございます。影響額については8万2,680円となります。

以上でございます。

○税務課長（橘圭一郎） ご質問の固定資産税の納税義務者についての使用者の部分でございますが、この条文につきましては、あらかじめ通知をします。使用者について所有者が不明の場合は、あらかじめ使用者のほうに通知をしてというふうなことでございますので、一応その使用者の方が、このことについての相談等があり得るだろうと思っておりますので、その際にいろいろと整備ができるものと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 補正予算なんですけれども、これはちょっと市長にお聞きしたいんですけども。市長もいろいろ、先ほどコロナ関係での対策、そしてまた商工会との協議等も含めて、大変苦労されて今日まで来られてると思うんですね。我々がこれまで経験のない事態の中で取り組みをされていると思います。ある意味では手探り状態もあつたろうというふうに思います。しかし、私たちも実態の中でアンケートなんかもとらせていただく中で、やはり特に飲食関係ですね。先ほどテイクアウトの関係でも、市のほうでそれに協力をされているということでしたけども、この間も悲痛な叫びがずっと続いていたんですね、2月ごろから。もう店を閉めた方もいらっしゃるかと。

そういう中で、やはりそれに対応する予算措置というのは、従前にいろいろ検討もあつたろうと思うんです。そここのところを救済しないと予防策にもつながらないんじゃないかというのが全国共通の一つの考え方だと思うんですね。その中で、この予算措置が、特別交付税がされた中で、その形で市長のほうとして考え方はなかったのか。先ほど考え方、示されなかったものだから、市長のほうでお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 本来であれば、今年はオリンピックあるいは国体ということで、皆さんが元気にいろんな意味で活動していく時期なんだと思いますけれども。令和2年に入りましてから、1月27日に、これまで経験したことのない農地の被害ということがありまして、過去に例のないほど、できることはやろうということで、そのように対応させていただいたというふうに思います。

今回、コロナウイルス対策、もっと市でできることをやるべきではないかという意味合いだというふうに思います。大きな流れの中で、国や県、権限も含めて予算措置できること、できないことがあると思います。

そういった中におきまして、先ほど報告させていただきましたように、まずはやっぱり予防に力を入れるということに関しましては、マスク・消毒の部分ですね。どこよりも早くそのような対応をさせていただきました。きょう、お越しいただいているマスコミ各社にも取り上げていただいて、きょうは、「あさチャン！」という全国ネットでも放送されたようでもありますので、それは一定の、市としての対応の評価だというふうに理解しています。

また一方で、長期化することに対する経済対策ということで、大きな支援というのは限界がありますけれども。我々は商工会の代表の方々とお話をして、例えば例年10の売り上げがあるところを、コロナの影響で半分になっていると、この足らざるをどうやって補っていくか、少しでもということが大事だというふうに思います。時間の経過とともに、国や県の支援はあると思いますけれども、当面どうやっていくのかということで、現場の方々と話し合いをさせていただいて、プレミアム率を上げて、早急に地元で使えるような対策をしましょうということでもあります。

その他もろもろ、先ほど申し上げたようなこ

とでありますけれども、これで終わりということではなくて、長期戦覚悟でありますから、必要に応じて議会の先生方のご了解いただきながら、また提案をいただきながら、やるべき対策は市として最大限頑張るということであります。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第2号から報告第6号の報告5件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第2号から報告第6号の報告5件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。日程第4、報告第2号から日程第8、報告第6号までの報告5件を承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、報告第2号から報告第6号までの報告5件は、いずれも承認することに決定しました。

△議案第30号上程

○議長（篠原静則） 日程第9、議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案について、垂水市役所の位置を定める条例の一部を

改正する条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により、現在の市役所の位置を新庁舎建設予定地に変更する条例の制定を求めるものでございます。

条例制定や改廃等の直接請求があった場合には、その請求の内容を十分に確認した上で意見を付することとされておりますことから、今回、この条例改正案を市議会に提案するに当たり、私の意見を申し上げたいと思えます。

初めに、直接請求制度と条例制定請求の要旨でございます。

直接請求制度は、地方自治法第74条第1項の規定により、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通公共団体の長に対し、条例の制定または改廃の請求を行うもので、市民の皆様に、直接、市政参加を与える直接民主制の制度の一つでございます。

今回の条例制定請求でございますが、地方自治法の手続により、法で定められた50分の1以上を上回る1,001名の署名があり、条例改正案が添えられて、私に対して、条例制定の請求が行われました。

今回、請求のあった条例制定請求の要旨には、議会に本体工事予算を上程する前に、条例を議会で審議することが法第4条を守り、法にのっとった市政運営を行うことになると考える。よって、私たちは市庁舎位置変更条例を早期に議会に諮るために、本請求を行うと記載されております。しかしながら、直接請求の要旨がどうであれ、法が求める本来の直接請求制度の趣旨からすれば、あくまでも条例の制定を求めた行為であると受けとめております。

また、請求の要旨には、条例改正案の提案時期について、「建設予定地決定時に条例を議会に諮るべきだった。それにもかかわらず、市長は民意を問うこともせず、議会への条例上程を行わないまま計画を進めている。このようなや

り方は法の趣旨を踏みにじるものだ」との記載がございます。

この条例改正案の提案時期は、地方自治法第4条の行政実例において、市町村の事情により建設着工前でも完了後でも差し支えないとされており、私といたしまして、これまで議会答弁において、提案時期については様々な考えがありますことから、慎重に判断したいと申し上げてまいりました。

このようなことから、今回はこれまでの私の考えとは異なり、時期尚早ではないかと考えておりますが、結果的に市民の皆様のご直接請求という形で、条例改正案を提案することとなりました。

現在進めている新庁舎建設事業においては、市役所の事務所の位置を定める条例を制定することは非常に重要でございます。条例改正案を提案した以上、可能な限り説明を尽くし、条例改正案を可決していただく必要があると考えているところでございます。

次に、新庁舎建設事業について、事業の必要性と建設候補地決定の考え方について、ご説明いたします。

新庁舎建設事業は、築60年以上が経過し、新耐震基準を満たしておらず大変危険であり、防災拠点としての機能を有していないことから、早急に進めなければいけない事業として、議員の皆様も十分ご理解いただいていることと思っております。

こういったことから、平成24年2月に垂水市新庁舎建設等庁内検討委員会を設置し、平成28年度に本格的に事業に着手しましたが、事業を進めるに当たっては市民の皆様のご意見を参考にしながら、安全性や市財政への影響を考慮するなど、総合的・専門的視点で進めていく方針を事前に議会や市民の皆様にお示しし、基本構想や基本計画を策定してまいりました。

特に、基本計画に盛り込まれる建設候補地に

については、市民の利便性、計画の経済性と実現性、安全性、まちづくりとの整合性という4つの評価項目を定め、内部評価や外部委員による外部評価を実施し、その結果をパブリックコメントにかけるという手続で行ってまいりました。

このような公平かつ透明性のある手続により、議会においても設計業務に関する予算、地質調査に関する追加予算をご審議の上、議決いただき、現在、実施設計業務が終了したところでございます。

庁舎建設事業に対して、様々な考え方があることは十分承知しているところでございますが、市として建設候補地の決定に当たり、総合的・専門的な見地から判断を行った上で、公平性・透明性にも配慮し、行ってまいりました。

市民の皆様に対しては、これまで広報誌に18回にわたり必要な情報の掲載を行い、車座座談会については合計44回、延べ962人の市民の皆様にご参加いただき、疑問や不安の解消に努めてきたところでございます。

また、基本計画の説明会や設計事業者の説明会及び基本設計案に対する説明会を開催し、さらには、基本計画案や基本設計案に対するパブリックコメント等も実施するなど、民意の反映に努めてまいりました。

今後も引き続き、新庁舎建設事業に対する情報提供を行い、ご理解いただけるように努めていきたいと考えております。

新庁舎建設事業は、垂水市民の安心安全を守る非常に重要な事業でございますが、一方で、市財政への影響についても十分配慮していかなければなりません。現計画を見直すこととなりますと、建設が少なくとも5年以上も遅れることになると考えられ、現計画で活用している有利な地方債が活用できず、また、建設費についても資材や労務費の上昇が考えられますので、遅れれば遅れるほど、市財政への影響が非常に大きくなることが予想されます。また、何より

相当の期間、市民の皆様や職員を危険にさらすこととなります。

以上のことから、市民の安心安全を守る新庁舎建設を計画的に進めていくために、本条例を可決していただく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） 今臨時会に上程されております議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案については、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りします。意見を述べる機会については、本日午前11時30分から、本議場において、条例制定請求代表者3人以内とし、意見を述べる時間を全体で30分以内としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、意見を述べる機会については、本日午前11時30分から、本議場において、条例制定請求代表者3人以内とし、意見を述べる時間を全体で30分以内とすることに決定いたしました。

なお、地方自治法施行例第98条の2第1項の規定により、条例制定請求代表者に対し、ただいま議決した事項を通知するとともに、告示及び公表をいたします。

ここで、告示及び公表手続のため、暫時休憩いたします。再開は、11時30分から再開いたします。

午前11時07分休憩

午前11時30分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

す。

意見陳述者は、池之上誠氏の1名であります。なお、意見陳述者の方に申し上げます。

意見陳述の時間は、全体で30分以内となっておりますので、ご留意をお願いいたします。

それでは、池之上誠氏の登壇の上、意見陳述をお願いいたします。

〔条例制定請求代表者池之上誠登壇〕

○条例制定請求代表者（池之上誠） 皆さん、おはようございます。新庁舎建設を考える会共同代表者の池之上誠です。

昨年12月に、中国武漢において突如始まったコロナ禍によって、今、世界が激変し、想像だにできなかった事態になっております。このような大変な時期に、意見陳述の機会をいただいた議会の皆様、直接請求に係る業務を行っていただいた職員の皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。

市庁舎位置変更条例制定に関する直接請求に当たり、同じく共同代表者の池田稔也氏並びに村山芳秀氏の代表として意見陳述させていただきます。しばらくの間、おつき合いいただきますようお願い申し上げます。

想像もしなかったことが起こる世の中で、想像できることは大抵起こると言われております。今の新庁舎建設計画は、想像され得ることで多くの課題があります。私たち新庁舎建設を考える会は、当初より「新庁舎、海辺でいいの」を掲げてきました。建設候補地に対する安全性や建設計画の妥当性などに疑問があり、それを問うものであります。

また、新庁舎建設計画に対する市民の関与があり、民意のもとになされているか、という大きなテーマもありました。新庁舎の位置というのは、どこの自治体でも論争となることは周知の事実です。

この直接請求によって当会が問題としていることは、新庁舎の位置は市長が決めたものを、

市民が追認すべきものなのか、あるいは市民が何らかの関与をして主体的に決めるべきものなのかということです。

もちろん、当会は庁舎位置は市民が主体的に決めるべきだとの立場です。これまで市長が言われてきた、市長の考え方は市民の理解が得られているということが真実であれば、何ゆえ、今、建設推進の立場の方々自分たちで庁舎位置を決めたいと言って直接請求を行うのでしょうか。そのことは、当会を含めて、市民は庁舎位置を自ら主体的に決めたいと考えているということではないでしょうか。

しかし、市長は意見書の中で、私の考えとは異なると述べ、議会でも執行部答弁として工事予算の確定以降に慎重に判断すると答弁していることから、庁舎位置は市長が決めたものを市民が追認すべきものだと考えているということがわかります。

そもそも意見書の「時期尚早」、この部分は意見書の最も肝心なところですが、「これまでの私の考え」とどのように異なるのか述べていないのでわかりません。なぜ時期尚早なのか説明が全くないので、全くもって意味不明でわかりません。しかし、今回は、「これまでの私の考えとは異なり、時期尚早ではないかと考えております」と述べられていることから、市民の考えとは反対の立場に立っているということだけはわかりました。

当会は、新庁舎建設に当たって建設場所をはじめ、民意を明らかにすべきだと幾度となく働きかけてきました。そのため、当初、市民アンケートを実施すべきだと問いましたが、市長はこれを拒否しました。

昨年12月には、住民投票条例制定を求める会が庁舎位置に関しての民意を明らかにするために直接請求を実施しましたが、市長はその意見書内で必要ないと言われました。

昨年5月と本年2月には、本会が庁舎位置の

変更条例をまずは議会で議決するべきだという公開質問状を提出しましたが、昨年5月には回答を拒否し、2月に関しては、これまで議会で答弁しているから議事録を見なさいと言って、やはりこれを拒否しました。

議会においても、幾人もの議員が幾度となく位置変更条例の審議をするべきだとただしてきましたが、その都度、慎重に判断すると述べ、庁舎位置は審議されてきませんでした。

国会でも、地方議会においても、通常の表決は原則、過半数の賛成で議決されます。しかし、庁舎位置はその重要性から3分の2以上の賛成が必要です。国会においては、3分の2以上の賛成が必要な議決は、議員の除名や衆議院の法律案の再可決、憲法改正の発議などです。

地方議会では、市長の不信任議決、秘密会の開催、そして庁舎位置を定める条例など、ごく限られた大変重要で重い事項のみです。庁舎位置というのは、地方自治法においても、全部で319条ある条文の中の第4条に置かれており、法律においても、条文の順番からも、庁舎位置の重要性と庁舎位置変更手続の重さが示されています。だからこそ、庁舎位置に対する市民の関与というのは大変重要になってくるのです。

市長は、意見書の中でも、「市民に対して広報誌掲載や車座座談会を行い、市民に説明し、パブリックコメントを実施することによって民意の反映に努めた」と言っています。しかし、広報誌や車座座談会は市長からの一方的な説明ではなかったのでしょうか。そして、パブリックコメントも「政策の賛否を問うために行うものではありません」と市のホームページに明記されています。

また、昨年12月に議決された住民投票条例案も否決され、これまで庁舎位置に対する市民の直接的関与はありません。それでは、議会での関与があったのかというと、議員の皆様ご承知のように、これまで庁舎位置の変更条例は上

程されていません。このことから、議会を通しての市民の間接的関与もありませんでした。

市長は、意見書で条例改正案の提案時期は、地方自治法第4条の行政実例において、市町村の事情により建設着工前でも完了後でも差し支えないとされており云々と述べておられますが、同法の逐条解説には、本条第2項の趣旨からすれば、建設着工前に行うことが適当であるとしています。そのことは理解しておられると考えております。

庁舎位置というのは、これまで、ここで述べてきたように、住民にとって大変重要で重たい手続です。だからこそ、この議案の提出時期は、単なる手続問題ではありません。37億円もの建設予算を執行してから、移転しますか、しませんか、と議会に諮るなどということが、法の趣旨に反することはもとより、これだけ市民の間で庁舎位置の意見が割れている中で、私たち垂水市民一人一人に対する市長の政治姿勢として、市民の理解が得られる姿勢だとは到底考えられません。

市長はこれまで、議会を含め様々な場で、二元代表制のルールの中でと述べてこられました。そうであるならば、示された議決結果に従い、今回の位置変更条例案が議決されれば、建設を進めればよし、否決されたら、その結果に従い、建設候補地を見直さなければなりません。それが二元代表制のルールの中で決まった結果であり、垂水市の意思であり、民意であります。

市民を代表する市議会が、海辺のすぐそばではだめだと決めた場合には、6月議会及びそれ以降も旧フェリーターミナル駐車場跡地を前提とした本体工事予算案を提出することは、許されるはずがありません。それは、議会の意思、ひいては市民の意思を踏みにじることになりま。ましてや、この結果を無視して工事予算を押し通し、本体工事に着手するなどということは、到底許されません。

当会は、海辺のすぐそばに新庁舎を建設することには反対です。ここまでの市長の政治姿勢を見てきましたが、市民の声に耳を貸そうとせず建設に突き進み、本体工事予算を先行して押し通そうとしているのではないかと判断しました。

新庁舎の位置は市民が主体的に決めるべきだとの考えから、本体工事予算が上程される前に二元代表制における、より市民の身近な代表である市議会において、この位置変更条例をご審議いただきたいとの考えから、今回の直接請求に至った次第です。

この趣旨にのっとり、今回の署名収集活動期間、わずか11日間にもかかわらず、1,000筆余りの署名が寄せられたこと。このことは、多くの市民が市長及び執行部が進めている建設候補地に対して疑問と不安を持ち、納得していないことのあらわれでもあると考えます。

議員各位におかれましては、これらのことを踏まえ、慎重に審議して採決をいただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

意見陳述者の方は、ここで退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。次は、午後1時10分から再開いたします。

午前11時48分休憩

午後1時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、市長のほうに質疑したいと思います。

今回の意見書の特徴は、一つには、方針の、ある意味、転換ではないかなというふうに思います。

二つ目は、今後の成立、今後というのは、今回、採決されるかわかりませんが、今後の成立に向けての姿勢も、取り組み方も示されたというふうに思います。これが、今回の意見書の特徴ではなかったかなというふうに思います。

その中で、4点にわたって質疑をさせていただきたいと思います。

市長は、要旨はどうであれ、今回の直接請求については受けとめて、これに対して提案してくるというような形で直接請求をとらえていらっしゃいました。私たちも、若干、違和感がある点があります。従来の直接請求、いわゆる直接請求の目的とは何なのかという考えたときに、若干、違和感はあるんですけども、市長自身はどのように受けとめて、また、どういう認識で要旨はどうあれという形でこの考え方を出されたのか、お聞きしたいというふうに思います。

2点目は、市長のこれまでの考え方と今回の意見書での内容は、スタンスや内容も違うというふうに思います。今までは、市長は、根拠、地方自治法の行政の様々な実務等について、その根拠を示されながら、今はそういう時期ではないということを言われてきました。私たちもその点については、市長はそういう考え方なんだと、それを公の場で堂々と示されましたということで受けとめてきました。

しかし、今回の説明、違ってきたと。じゃあ、その議会での発言の重みはどうなっていくのかというのが次に出てまいります。私たちはそのことを重々受けとめながら、市長の発言に対して、それだけ対外的にも議会に対してもすごい重みがあるんだということで受けとめてきたわけがあります。

これまでの考えが異なり、時期尚早であるが

提案することになったということはまさに、今までの議会での発言を変えたということになります。そうすると、この議会での発言というのは一体どういうことなんだと。私たちはそれだけ重みがあり、そういう意味での市長の考え方というのを、そういう意味での理解はしてきたつもりでありますけれども、今回、そのことは変わったと、私たちはそのように考えます。これまでと考えが異なり、時期尚早であるが提案することになったということで、この時期尚早も含めて何なのか、議会の発言の重みはどう受けとめていらっしゃるのか、このことについてお聞きしたいと思います。

3番目は、採択、不採択、様々あるかと思いますが、不採択となると、やはり推移的、また、实际的、実務的にも影響が出てくるのは当然だというふうに思います。そうなってきたとき、このことが、いわゆる結果として白紙になるのか、こういう認識も一部ではあります。しかし、実際上は、白紙ではない。また、今回、市長は再議にかける考え方はないかと、ないというふうに思いますけれども、この影響、政治的影響、実務的影響というのをどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいというふうに思います。

最後、提案した以上、可能な限り説明を尽くし、可決していただく必要がある。このことは、今議会との関係なのか、それとも今後の議会も見据えた形でそういうことを、市長自身として、新たなそういう決意も含めてされているのか、その点についてお聞きしたいと思います。結果として、これはもう、どうしても市長言われるとおり、成立を図らなきゃならないと。それは、長期、短期も含めて、当然、出てくるというふうに思いますけれども、そのあたりの考え方についてはどうなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今の多岐にわたってご質

間がありました。これまでの基本的な考え方ということでお話をさせていただいて、その上で、足らざるはまたご質問いただければいいというふうに思います。

スタンスが変わったのかということに関しては、もう全く変わっておりません。庁舎を建てるということに関しては、築60年、古くて危ないから建てかえるんだと。そういう中で、二元代表制の中で、議会の先生にもご理解いただきながらここまで進めてきたというのがこれまでの経緯です。具体的には、基本構想から始まって基本計画、そして最終段階となる実施設計ということでございます。

大きくは2点ですね、安全上大丈夫かという視点と財政の問題。いずれにしても、安全上にしても、財政上にしても、これまで何度もお示しをしておりです。問題ないということでお話をさせていただいて、そのことを踏まえて、その都度その都度、議会で議決をいただきながら、ここまで進めてきたというふうに思います。

議員の先生方、各個人のご意見もあると思えますけれども、議会の先生方のご判断として、昨年の暮れの住民投票をするのかどうなのかも含めてご判断をいただき、ここまでまいりましたし、市長選の公約としてもそのことを訴えて、現在までまいりました。そういう意味では、しっかりとこれまで答弁したことの考え方は変わらないのですが、今回の代表者の方々、先ほどお話されましたけれども、我々の考えとはまた違う形で、今回、直接請求ということをされました。

直接請求の手順として、有権者の50分の1以上の直接請求の要請があればそれを受けというのがルールですから。そのことを無視するわけにはいきませんので、50分の1以上の署名、1,001名という方々の署名があつて、議会に上程するのが私の立場ということになりますから。

上程するに際しては、意見書を申し上げるということでもありますから、そういう意味では、時期尚早ということもありましたけれども、本来の考え方というのは、先ほど申し上げたとおりでありますけれども。ルールに乗っかって、そのような直接請求があつた以上は上程するというのは当然のことでもありますから、そういう意味において、基本的には変わらないということになるかというふうに思います。

そして、不採択になったらどうなるんだということもありましたけれども、今後、そういう私の意見書を踏まえて、議会の先生方のご判断されるということになるかと思いますが。ちょうど持留さんが出されているチラシもきょう届きましたので、そのこともしなくても、今回、庁舎位置変更条例改正が成立しなくても、新庁舎建設計画そのものが白紙になるものではありませんと。成立しなくても、市長には、再度、議案を提案する権限があるからですと書いてあります。基本的には、そういう認識だと思っておりますけれども、そうするかどうするかというのは、議会の先生方のご判断をまずしっかりと待ちたいと思います。

繰り返しになりますけれども、古くて危ないものを建て替えると。この時期でなければ、安全上、財政上、いろんな意味で不利益を生ずると。そのことは垂水市民の安心安全を守る責任ある立場としてそうであってはならないということは強く思っておりますので、ルール上、直接請求は上程をせざるを得ませんけれども、私の考えは終始一貫変わっていないということでございます。

○持留良一議員 確かに、一つの直接請求というのは、その目的を達成するために、この制度があるわけなんですよ。だから、そういう制度なのに、実際ではそういう形で、若干、違ったんじゃないかというところの関係で、それを市長受けとめられたということで最初のところ

は、認識を、受けとめた認識は何なのかということをお聞きしたんです。我々もこれ議論しにくいんです、正直なところ。本来の直接請求とは違う目的内容を持っているからこそですね。だから、それを市長自身が受けとめられたということは、要旨は違うけどもということに、きっと、集約された形で市長が提案された理由だろうという、そこにきちっと書いていないからそういうふうには受けとめたんですけども、そういうことではないかなということだから再確認をしたいと思います。

それから、この議会での発言、このことを市長は今まで地方自治法の解説の中にもそういうことが書いてあると。だから、建設前、建設後と、今の状況でいくと、建設後にそのことを提示しなきゃならないような環境になってきているというふうに思うんですが、そのこと一貫して主張されてきたわけですね。市民にもそのことの理解を求められてきたと。だから、議会の発言というのはそれだけ重たいんだと。それを簡単に今回こういう形で、スタンスというのは、あくまでも自分の立ち位置が変わったという、建てる建てないのスタンスが変わったということじゃありません。この考え方が変えたというのであれば、それ相応の説明をしないと市民も納得できない、私たち自身も。それだけ重い議会での発言、我々もそうですね、発言すると、そのことは厳しく問われる部分が出てくるわけですね。そのことについて、このことを市長に問いただしたいわけです。もう1回、この件について、説明責任、この発言の重みについて考え方をお示しいただきたいというふうに思います。

以上です。その点、2点について。

○市長（尾脇雅弥） 今回の3分の2の提案、建設移転のための場所の変更ということですから、額面どおりとれば進めてほしいということなんだというふうに思います。ですので、

基本はそういうことでありますけど、新聞報道等は反対のためにこの活動をするんだということでもありますし、先ほど代表の方の発言でもそのような趣旨がございました。先ほど言いましたけれども、いろんな考え方があって、私の発言は終始一貫しているとは思っております。ただ、今回、そういうルールの中で、意味合いはいろいろあるにしてもそういう上程をされた以上は、しっかりと建設をしなければいけないというふうに思っておりますし、それに際しては、移転の手續も可決していただきたいというのが思いでありますから、そういう意味でそういう発言をしたことでありまして、何も変わっていないというふうに思います。

議会での発言は、結局、公的に発言をするわけでありますので、これは議会の議決も同じだと思います。重たい責任で議決をしていただいて、ここまで来ているわけですから、私も議会の発言もそのような形でやってきておりますので、そういう点におきましても筋はたがえていないと思います。

○持留良一議員 3回目になりますので、ある意味で、私は、先ほど、意見書の特徴ということで2つの点を指摘をしたと思いますけれども、一つはある意味、私たちから見ると方針の転換ではないかというようなことですね、今までの発言等含めて議会の、先ほど申したとおり、責任、また発言の重みとはどういうことを意味するのかということがあったと思うんですね。だから、今回は、要旨はどうであれ、そういうふうに直接請求が来たから意見書を出してきて成立と、条例の提案をさせてもらったということなんですけれども。そうすると、この条例とか直接請求という意味はどういうことになってくるんだろうと。私たちは非常に、ある意味、非常にぶれるというか、その状況の判断によって、考え方によって、私たち自身もまた考え方を変えなきゃならない。でも、基本は一貫して、

その求めているのは、地方自治法4条のこの解説も含めてそこに根拠を求めていらっしゃったわけですよね。それ以外はないわけですので、あくまでも法律という立場、そして、それを具体化する意味で条例と、位置条例の変更という形で、私たちは法律、条例に基づいていろいろやってくるわけですよね。その中にそういう考え方が示されてきて、なおかつ、今回、私自身は市長としてその発言の重みとか、責任とかいうことは一体どこに行ったんだろうというふうに。だから、こういうことがあれば、自分自身の基本的な姿勢を簡単に換えられるのかという問題も出てくると思うんですよね。そうじゃないだろうと。やはり一貫してそのことを主張する、そして、今回、先ほども申したとおり、条例に一つの特徴があるわけですよね。そういうことを考えたとき、本当にそれが対市民に対する責任を発揮されている市長の姿勢なのかなというふうに思ったわけです。もうこれ最後にしますけど、その点について最後に意見ください。

○市長（尾脇雅弥） 私が主張していることは何ひとつ変わっておりません。ただ、先ほど言ったようなルールに従って、本来であれば、持留議員も書かれているみたいに移転のための3分の2を推進してくれと、とるべきものだと思うんですよね。私もそうとりたいわけでありませけれども、実際に新聞報道等を見ますと、先ほどの代表の方の発言も含めて、そうじゃないんだと、反対のために上程をするんだということです。中身に関しても私が全てルールを決めるわけではありませんので、議会事務局にもこの中身というのはどうなのということで確認をしましたけれども、それは一定のルールをクリアしている以上は、上程して判断を仰がなければいけないということでもありますから。それに対しては、私としてはこれまでの経緯を述べたとおり、時期尚早とは考えるけれども、そうい

うルールで上程しないというわけにもいかないわけですから、そこには私の考え方、意見書をつけて上程すると。後は議会の先生方のご判断を待つということですので、そういう意味では何も変わっていないというふうに思います。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○堀内貴志議員 先ほど、意見陳述者の代表の方の話を聞きました。最後に言われたことは、建設に反対ですということです。建設に反対ということで新聞記事を見ますとね、この新庁舎建設を考える会、今も議論になりましたけれども、否決を求めて、否決することで計画の白紙を求めるんだというような言い方で。私もこれ納得がいかないんですけど、委員会がありますので、この件については委員会ですっかり聞きたいと思いますが、1点だけ、市長に確認したいことが。

4月25日付の南九州新聞に、垂水市新庁舎建設を進める会が本来の趣旨に従って一刻も早く計画どおりに建設を進めてほしいという願いを込めて、先ほど、新庁舎建設を考える会が出された条例改正案と同じように位置の変更を求める条例改正案の直接請求をするため署名活動を実施中であるということで、その途中経過として、4月22日付で5,317名の署名が集まっていると。

先ほど、新庁舎建設を考える会は11日間で1,049筆集めたということです。その話の中で市民の声、民意を明らかにしたとか、市民の理解を得られているのかという声がありましたけど、この5,317名の署名、この数値については建設を促進するため、一刻も早く条例改正をすべきだということで訴えているし。そして、今回の、多分、この臨時議会のね、本来の趣旨であります、この議決する議員に対してもメッセージを届けた数字だともいえるんですけども。市長はこの数値、5,317名の建設を促進す

る声の署名の数値をどのように思われるのか、一言で結構です、お聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど、建設を考える会の方々が1,001名ということで、その署名をもとに提案されました。提案者のお話を聞く中で、私の立場でいうと、どうかなと思うところもありますけれども、お立場上、そういうこともあるよねというところも理解します。いろいろあるわけですね。

一方で、建設を進める会の皆さんが5,317ですかね、という署名を現段階において集められておられるというのも新聞報道で認識しております。

いずれにしても、様々なご意見がある中で、できるだけ皆さんの意見を集約した形で、庁舎をつくるということは、何も政争しているわけではなくて、古くて危ないから建てかえるんだと。市民の生命、財産を守るために必要だから建てかえるんだということ以外に何者でもないわけですね。ただ、それぞれの立ち位置とか思いがあるので、場所の問題だとかいろいろあるのは十分理解していますけれども。広報誌にも書きましたけれども、安全上、財政上も今決断をしないと後々いろんな負担が発生してきますから、今決断のときだというふうに思っておりますので。そういうことで、一方で5,300名を超える署名が集まったということは重たいことだと思いますので、総合的にまずは皆様のご判断を待った上で、私も最終的な判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 一つだけ、この際、聞いておきます。

先ほどの意見陳述で、直接的にも間接的にも市民の声を聞いてないという部分があったんですけど、今の持留議員の質問の中で、市長は市長選挙での公約にも上げたということを言われ

たんですけど、この直接的にも間接的にも市民の声を聞いていないと。私は、市長選挙でも公約に上げていると、ここのところについて、市長の考えをちょっとお伺いしたい。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどと重複しますがけれども、それぞれのお立場、いろいろお考えあるのは理解しております。本当にそうだというふうに思いますけれども。ただ、我々としては、これまで二元代表制のもとで皆様にもご説明してまいりましたし、庁内委員会、あるいは外部委員会、さらにはパブリックコメント、そして住民説明会、さらには車座座談会、もろもろ必要に応じてそのようなことを行ってまいりました。市長選も大きな争点になったわけですがけれども、結果、そのことを最大の争点にしながら勝たせていただいた。そのときのインタビューの中でも、今後どうされるんだというマスコミの方々の意見に関しては、足らざるはしっかりとわかるようにお話をしていきますと。

先ほど、代表者の方は、我々行政の都合でということもお話されておられましたけれども、あくまでも、最初に戻りますけど、古くて危ないから建て替えなければいけない中で、経済性、安全性、もろもろの条件の中で、最終的に判断した我々の行政案というものをお話していく。その中で質問を受けたものに対して改善できるものは改善していくということでもありますので、そのことが基本構想、基本計画、いよいよ最終の実施設計の段階になってまいりましたので、しっかりとそのことをお伝えしていく。そういう意味では我々ができ得ること、120点とは言わないです。いろいろ説明してもなかなか届かない部分もありますけれども、現状においてでき得る説明は尽くしてきていると思いますし、今後においても、必要があれば、声かけていただければ、時間の許す限りどなたにでもお話をすると。大事なことは、これまでの経緯もいろいろあると思うんですけど、ここからどう

するか。垂水の将来を考えたときに、今のままではよくないというのはもう皆さんご承知のとおりでありますし、じゃあ、そのために今の提案している案に対して足らざるがあれば、いろいろご意見をいただきながら前に進めていくことが垂水市民のためになるというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第31号上程

○議長（篠原静則） 日程第10、議案第31号垂水市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第31号の垂水市固定資産評価委員の選任についてご説明申し上げます。

前任者の税務課長が人事異動により辞任し、新たに垂水市固定資産評価員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の橋圭一郎でございます。住所は、垂水市市木3579番地4、生年月日は、昭和39年5月9日でございます。

ご同意いただくよう、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、委員会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもってご参集をお願いいたします。

午後1時34分休憩

午後1時40分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号垂水市固定資産評価員の選任については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号垂水市固定資産評価員の選任については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については同意することに決定しました。

△議案第32号上程

○議長（篠原静則） 日程第11、議案第32号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱久志） 議案第32号令和2年

度垂水市一般会計補正予算（第1号）案についてご説明申し上げます。

補正の内容を記載しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

今回の主な補正内容は、本市独自の新型コロナウイルス感染症対策に係る増額補正でございます。今回、歳入歳出とも5,827万6,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は111億4,727万6,000円になります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費は、本市独自の新型コロナウイルス感染症予防対策として、高校生以上の市民及び保健・福祉関係事業所等に対し、不織布マスクを配付すること等に要する経費でございます。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費は、新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業補助金で、今回はプレミアム率20%とし、各事業所の消費落ち込みを考慮し、加盟店が市商工会へ支払っております手数料1%についても商工会員である加盟店については補助することとしております。

9款消防費1項消防費5目災害応急対策費は、備蓄用マスク及びハンドジェル購入に要する経費でございます。

10款教育費2項小学校費から3項中学校費、5項社会教育費、8ページの6項保健体育費につきましては、各小・中学校及び所管施設における手指消毒用のアルコール消毒液、机やドアノブ等を消毒するための次亜塩素酸ナトリウム消毒液、非接触型体温計の購入に要する経費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、6ページの歳入明細にお示ししてありますように、基金繰入金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

なお、政府の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策につきましては、本日、補正予算案が国会に提出され、4月30日に成立予定でございます。

政府の補正予算案として国会に提出されている全国民に一律10万円の現金給付や、児童手当の受給世帯に子ども1人当たり1万円を給付する給付金事業等につきましては、政府の補正予算成立後、事業内容や実施法等を検討して実施することとしておりますが、市としての今後の対応につきまして、本日、全員協議会においてご説明させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原諍則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 衛生費の関係で、予防策、対策として、高校生以上の市民及び事業所等へ使うと今説明があった、マスクということがあったんですけども。これは、いわゆる実態的に見ても、そういうところの要望等を聞いたりして対応された形でこの予算は計上されている。もしくは、当然、今後いろいろなことがあり得るという中でそういうことも対応していくという考え方なのかということ。というのはなぜかということ、私も全ての福祉施設を回ってきたんですけども、確かに、マスクは不足してもう底をつき始めた。当初、市のほうから提供があって大変よかったということも言われていましたが、その後、県からもあった。ところが、もうどんどん、消毒液も在庫は底をついてくるということで、非常にそのあたりも危惧されていまして。社協等は防護服、この防護服がないということで、非常に、今後、訪問活動

が増えるんじゃないかということで、そういうところの関係で要望もしていきたいんですけど、ということでしたけれども。そういう、やや実態を踏まえた形で他にもしなきゃならないことが、今後、国、県、市、それぞれが分担しながら責任を分かち合いながらやることも多いかと思えますけれども、現時点でそのことは反映されなかったのかなというのが一つあります。

プレミアム商品券についてですけれども、これちょっと、私、異議があるんですね。この商品券の問題。以前、国との関係、去年でしたかね、あって。やっぱりいろんな問題があると、全ての人に渡らない。いわゆる買える人は買えるけれども、買えない人は全く買えないという問題、いわゆるそういう意味での問題も出てくるということがありましたし。また、實際上、私も調べてもらったんですけども、全て今会員になっていただいていますよね、農協以外は。スーパーさんも含めて。ところが、偏った形でどうしても使われているという形で、本当に経済対策としてやると、今回、そういう意味合いを持ってされるということでしたけれども。県の緊急対策第1弾の中にもあるんですけど、県はこんな形で位置づけているんですね。事態収束が見えた段階での本県独自の経済対策として、これらのプレミアム付商品券を発行していきたいということも言われているんですね。そうすると、今大事なのは予防策じゃないかと。予防策、これは、いわゆる、きょうも私たちも食堂で食べて弁当買ったりしましたけれども、そういう形で厳しい状況の中の方々をどう支援していくのか。この人たちの生活を潰さない、なれ合いを潰さないという点で、国がなかなかそこに思い切った対策を今十分打っていないんですけども、そういう観点に立った対策、視点というのを、やはり市独自で考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが。

そこで、私、県下の様々な状況も、毎日、新

聞で切り抜きながらやっているんですが、結構いろんな、独自策をやっているんですね。今後やられるのか、国の先ほど言いました地方創生交付金が出てからそういう取り組みもしていく考えがあるのか。やはり、ここに市の役割、責任が求められているというふうに、経済対策じゃないだろう、安全防止策、そういう方々を閉めてもらって、休業してもらって。しかし、そこはきちっと、当面、市がそこに補償していくことも必要じゃないかという私は立場なんですけれども。そういう議論、経過がなかったのか。この前、商工会との意見交換もね、されていたようなんですけれども、そういうことも踏まえて、そういうことを優先、そっちのほうを優先すべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。市長でいいです。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど、諸般の報告の中でも詳細、比較的詳細申し上げたとおりでございますが、基本的に、まずは予防だろうということではもうそのとおりです。それは、かなりできているのではないかと考えています。国や県の対策もありますが、我々は、安倍総理が第1回目の小・中学校の休業要請の前に、各自20枚ずつ、使い捨てですけれども配付いたしました。そういう意味では、そのほかにも、老健施設や病院などに対しても我々ができ得る支援はさせていただきました。第2弾として、国においては、安倍総理が1世帯2枚というようなマスクの配付もありますけれども、我々は、1人2枚ということで、中学生までの子どもたちに対しては、先の見えないことに対してしっかりとやっていくと。それ以外の皆様方に関しては、今、この補正予算の中で各自10枚ということで、まずは当面の対策として予防、あるいは手指消毒も含めて予防に力を入れるということに変わりはありません。その上で、一方で、経済的なことによって、ままならない方々もおられるのも実態であります。例えば、国、あるいは大きな

東京都やそのようなところみたいに財政的な支援というのは限界がありますので、その中で商工会の幹部の皆様方と意見交換をして、対象者がどういったことに困っておられるのかということでお話をさせていただいて、今回、そのような決断をさせていただきました。

私も改めて勉強になったのは、従来のプレミアムの場合は1%手数料が発生して、そのことがいろいろ大変だというご意見もいただきましたので、そのこともしっかりと予算化をすることと、あるいは加盟をされていない方々が、ある意味、吸収しちゃうところに対してもちゃんと区分けをして、何よりも地元のそういう長年頑張ってきた地元の業者さんに極力行き渡るような対策ということで、100点かと言われれば、100点の政策というのはなかなかないと思いますが、いろいろ意見を聞きながら、基本的に網羅するような形で、今経済対策として考えているところであります。加えて、国からの10万円が今後支給されるに際して、手続の面で迅速に対応できるようにやらなきゃいかんというふうに思っておりますし、子育てに関しても1万円、国からもありますけれども、我々も独自の策として、そのことを議会の先生方にもご理解いただけないかということでもありますので、その上でまだまだ見えないこともありますので、定期的にこの対策本部を立ち上げながら、随時足らざることをこれで終わりということではなくて継続をしながら収束に向けて努力をしていくと。その中で我々が届かないことに関しては、議員の先生方からも市民の皆さんの声を吸い上げていただいご提言いただければ、できるだけ取り入れて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○持留良一議員 確かに、基本的な視点はそうだろうというふうに思います。国の主体的な、これはもう当然やらなきゃならない責任が一番重たいところだと思います。当然、その中で考

え方が様々あって、それをカバーしていくのが県だったり、市町村、自治体でもあると思うんですね。そのところの、いわゆる、私はメッセージというか、アナウンスというか、そういうのがどれだけ出ているんだろうと。市は見捨てないよと、市はきちっと最後まで守っていきますよというのがなかなか伝わって。

例えば、税等の免除、滞納、延期含めてですね、そういう形でも、やはりきちっとメッセージを随時出していかないといけないと思うんですよ。そのたびにやはり市民が受けとめ、市は頑張ってくれていると自分らのことをきちんと考えながら政策も進めているということがあると思うんですが。そういう意味で、やはり先ほど申したとおり、市民を守っていくよと、対策はちゃんととっていくよということで、今後、地方交付金含めて今後出てきたら、それに対してはきちんとかういう形で皆さんを支援していくと。だから、そういう意味では、実態がどういう状況なのか、お店を、じゃあ、閉めたところは軒くらいいあるのか。もうきのうからずっといろんなところがもう閉め始めている。その前からも閉められるところも、というのが、お客さん来ないわけですからね。どうしてもそうならざるを得ないわけなんですけれども。だから、そういう意味で、このプレミアム商品券というのは、本当にそういう役割を果たすのか。商品券というのは、あくまでも、前もって買っちゃうという形ですので、本当に経済効果というのは私は十分じゃないと思うんですよ。それよりもさっき言ったみたいに支援をしていくと。

例えば、阿久根市は全市民に商品券1万円と、それから始良市は先払いチケット制の発行だとか、いろんな形でもうメッセージを出しているわけですよ。アナウンスもしている。だから、そういうところをもっともっと、実際やっけていらっしやるんでしょけど、それが形に見えない部分もあろうかと思うんで。

そこで、最後、ちょっとお聞きしたいんですけども、今後、不十分な点について、やはりしっかりと市民の声を聞いて市の独自策も検討していくんだという形で確認させていただいていいですか。

○市長（尾脇雅弥） 中身に関しては、現状においてでき得ることは、現段階においては全てとは言いませんけれども、できることはさせていただいておりますが、足らざるというのもそのとおりでと思います。何より今ご指摘がありました、やっているんだけれども、情報発信が足りないというのはある意味そういうことだと思います。常日ごろ情報発信をしっかりとすることでお話をしていますけれども、今回のマスクの部分がテレビ・新聞に取り上げていただいてそのことが周知されるということになりましたけれども、やってもそのことを伝える、やっていないことを伝える必要はありませんけれども、その情報を得ることによって市民の皆さんが安心感がある、あるいは将来にわたっての見通しができるということはそのとおりでと思います。残念ながら、そういうマスメディア媒体の我々の放送というのは限界がありますので、いわゆる広報誌でありますとか、定期的に出すそういう対策のいろいろ広報の関係しかありませんけれども、随時、そういう意味では、ホームページも含めてやっているんですけども、見られる対象者がどういう世代でどれだけいらっしゃるかも含めてですね。逆に、きょうは来ておられますから、そのようなところも周知をさせていただいて、我々もいろんな形でこれに関してはこうですよというような周知をさせていただきますけれども、今後もしっかりとそのことは広報していきたいというふうに思います。

○議長（篠原静則） ほかに。（発言する者あり）

○市長（尾脇雅弥） 先ほど申し上げたことは、

現段階における独自の支援策ですけれども、今後どうするかというのは各課に随時指示をしておりますから、それを集約しながらしっかりとやっていくということでございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第33号上程

○議長（篠原静則） 日程第12、議案第33号令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○保健課長（草野浩一） 議案第33号令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、垂水中央病院で使用するマスクについて、保有枚数が少なくなってきていることから、第2条におきまして病院事業費用の増額補正をしようとするものでございます。

2ページをお開きください。

実施計画でございます。収益的支出につきましてご説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目経費を66万円増額しようとするものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

1款病院事業費用1項医業費用1目経費の備消耗品費でございますが、日本での新型コロナウイルス感染拡大が広がる中、マスク需要の高まりにより品薄状態となっており、垂水中央病院で使用するマスクについて、1万枚発注分の予算を増額補正しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご質疑のほど、
よろしく願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、産業厚生委員会に付託いた
します。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明28日から30日までは、
議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、5月1日に開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これをもちまし
て散会いたします。

午後1時59分散会

令和 2 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 2 日 令和 2 年 5 月 1 日

本会議第2号（5月1日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	港 耕作
副市長	長濱 重光	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	二川 隆志	水産商工	大山 昭
庁舎建設総括監	園田 昌幸	観光課長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橘 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	篠原 彰治	会計課長	野村 宏治
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	鹿屋 勉
事務局長		学校教育課長	今井 誠
保健課長	草野 浩一	社会教育課長	紺屋 昭男
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年5月1日午前10時0分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和2年3月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第30号、議案第32号、議案第33号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第30号、日程第3、議案第32号及び日程第4、議案第33号の議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第30号 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 案
議案第32号 令和2年度垂水市一般会計補正予算（第1号） 案
議案第33号 令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号） 案

○議長（篠原静則） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、総務文教委員長。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る4月27日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について4月28日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案では、参考人として条例制定請求代表者の出席を求めることの動議があり、全会一致で可決されました。可決後、参考人招致の手続きを行い、条例制定請求の共同代表である池田稔也氏、池之上誠氏、村山芳秀氏の3名に出席いただき、質疑を行いました。質疑に入り、否決されることを前提とした直接請求は、制度の目的にそぐわないのではないか、との質問に対し、様々な問題に対し、特別委員会などの設置がなく、議会で審議する場がないと感じ、直接請求でしか議会で審議してもらえないと考えた、との回答がありました。

また、移転に賛成し、署名された方もいると思うが、結果をどう伝えるのか、との質問に対し、趣旨を十分に説明し、署名をいただいた。移転に反対する多くの市民の声、想いを議会に伝え、審議してもらうため、直接請求に至った。庁舎の移転は、議会制民主主義における特別多数決議となるため、垂水市を背負っていく市長と議員でもう一度立ちどまって審議し、将来を決めていただきたい。その賛否を我々は求めておらず、署名をされた方々には議会での結果を伝えることしかできないと思っている、との回答がありました。

参考人への質疑後、執行部への質疑を行い、まず、位置を定める条例案が否決された場合の市長の見解を求め、市長からは、条例案が否決されても計画の見直しは考えていない、との答弁がありました。

次に、賛否を決める上で、住民の声は大きな判断材料となり、住民投票やアンケート結果等の客観的な数字が必要であると考えますが、実施する考えはないか、との質問に対し、住民投票に関しては、議会で必要ないとの答えが示された。二元代表制のもと、いろいろな意見・見解があり、総合的に判断し進めてき

た。質問があった住民投票やアンケートを今後、諮るということは考えていない、との答弁がありました。

最後に、市長はこれまで位置の変更条例は時期尚早であると議会で発言されてきたが、今回の提案は妥当なものであるのか、との質問に対し、予算を含め、ある程度見通しが立った後に提案すべきだと考えているが、今回、直接請求のルールをクリアしているために提案した。今後の議会の結果を受け、できることを反対していくとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、賛成少数で否決されました。

次に、議案第32号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案の総務課の所管費目では、避難所等で使用する備蓄用マスク及び消毒用ハンドジェルを購入に対し、今回の補正分で備蓄は足りるのか、との質問があり、既に備蓄されているものと合わせ、マスク2万490枚、消毒用ハンドジェル212本分が確保でき、十分な備蓄量であると考えているとの答弁がありました。

次に、教育総務課の所管費目では、新型コロナウイルス感染症対策における非接触型体温計等の購入に対して、市場では品薄との情報があるが、学校再開に間に合うのか、との質問があり、業者には早急をお願いするが、学校再開までの納品は難しいと判断している、との答弁がありました。

次に、社会教育課の所管費目では、新型コロナウイルス感染症対策で使用する非接触型体温計や消毒用アルコール等の購入に対して、施設での利用方法について質問があり、施設に入る前に検温、消毒を行い、施設内での蔓延防止を図るとの答弁がありました。

最後に、歳入全款の審査を行い、新型コロナウイルス感染症対策のための財政面における国からの支援について質問があり、現在、

国会で審議されている地方創生臨時交付金事業があるが、詳細がまだ決まっていない、との答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、産業厚生委員長。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 去る4月27日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について4月28日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第32号令和2年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の保健課の所管費目については、新型コロナウイルス対策におけるマスクや防護服の購入についての質問があり、マスクは1枚60円（税別）で、納入業者は東京の株式会社保健福祉ネットワークである。緊急を要することから、地方自治法施行令に基づき、随意契約による購入を考えている。防護服は1枚1,160円で、サイズM・Lを各200枚、計400枚購入し、市の施設等で感染が発生した場合の消毒作業に使用するものである、との答弁がありました。

また、今後の新型コロナウイルス対策をどう考えており、物品購入ルートは確保できているのか、との質問もあり、新型コロナウイルスは終息の見通しが見えない中、今回限りにならず、今後も要望を集約し、議会時期にあわせて補正予算を計上していければと考えている。現在、購入ルートは確保できていない状況のため、確保に努めてまいりたい、との回答がありました。

なお、市がマスクを配布するに当たり、ドラッグストア等への配慮はあったのか、との質問に対し、緊急を要する中、市独自でやるべきことをやろうと判断したことから、全く

話はしていない、との回答がありました。

そのほか、マスク配付の郵送方法について、意見が出されました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、プレミアム付商品券について、購入できる余裕のない方もいると思うが、給付型は検討したのか、との質問に対し、当初から消費意欲を上げる制度として考えたものであり、給付は考えていなかった、との答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第33号令和2年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案については、指定管理者との取り決めにおける消耗品費の取り扱いについての質問があり、年度協定と基本協定において1,000万円以下の改修・維持補修・備品購入費・消耗品費は、指定管理者の負担となっている。しかし、マスクの在庫数がなくなってきていたため、今回、市が購入する業者にあわせて緊急的に購入するものである、との答弁がありました。

また、病院でマスクをしていない方について、薬局で販売しているかを確認した上で指導してほしいとの要望がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。それでは、討論を行っていききたいというふうに思

います。

冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心からの哀悼とともに、闘病中の方々にお見舞いを申し上げます。

また、経験のない事態の中で奮闘されている職員の皆さん、本当にご苦労さまです。市民全体の力でこの危機を乗り切っていこうではありませんか。

では、早速討論に移ります。

まず最初は、議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案に以下の理由で反対いたします。

本来であれば、私はこの委員会等を含めて、議論の中で妥当性や正当性を考えた上で、本来であれば棄権という選択もありましたけども、あえて反対することで問題提起をしながら今後の、さらに議論を求めていく、そういう立場で発言したいと思います。今回の直接請求や提案された条例案、そして意見書と、複雑で難解なものでした。目指す内容や目的は同じであるが、求める結果は別々というものです。故に、妥当性や正当性という視点での見方も求められました。そこで私は、もっと経過を要することと、さらに議論が求められている、そういう考えで、以下の問題点を指摘して反対をしたいと思います。

一つは、議会は、法律や情勢を基本にして審査をするものであります。今回の直接請求は、趣旨と目的からの矛盾があります。参考人質疑でも、このような形でしか方法がなかったとの発言に、そのことはあらわれています。直接請求制度が求めるものは一定の行動をとらせるもので、その行動とは議論ではなく位置の変更を求めることになっています。そのことは、直接請求に書かれています。

二つ目は、議会制民主主義の手続きとその経過と認識への疑問です。新庁舎に関する予算等の一連の議決の効果・結果は、議会制民

主主義のあり方としてどう認識するかです。過半数の原理をどのように理解し、解釈しているのかという点であります。

三つ目は、議会答弁の重み。責任と重み、議会を拘束する働きと判断・評価・基準などの規範のあり方の問題です。議会答弁の重みと主体性のあり方が問題だったと考えます。慎重に判断したい、これまではそういう方針を出されてきました。特に、それは財政問題が大きな課題でありました。このような発言がありました。

今回の意見書でも、これまでと異なり時期尚早ではあるが、市民の皆様の直接請求という形で条例改正案を提案とありました。

しかし、これまでの一連の発言で、財政の見通しも立たない時期に制定することは適当でないと回答されてきました。

さらに、工事請負契約の時点、または、少なくとも建設工事の予算が確定する時点が適切と議会で方向が示されていました。説明責任がされていないというふうに思います。議会答弁の重みと主体性のあり方、判断・評価・基準の規範のあり方が問題だと考えます。

よって、議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案には反対をいたします。

次に、議案第32号令和2年度垂水市一般会計補正予算案に反対をいたします。深刻な状況が続いている新型コロナウイルス危機に対し、今、政治は何をなすべきでしょうか。私はこの問題から市民の暮らしと営業を守ることが政治の責任だと考えます。だからこそ、感染を防ぎ、治療を進め、市民の命と生活、営業を守るため、自粛、休業と補償は一体で取り組むべきであり、国の支援策とともに市として独自の支援策、または国の政策を補完する対策が必要だとして申し入れも5回行ってまいりました。普通の経済危機は、政府が

需要を刺激して、経済を活性化する政策に取り組みます。

しかし、今回の対策は感染を防ぐために経済活動が抑制され、その結果、全国的にも需要が消え、減収や失業、倒産が広がり、経済危機に陥っています。実際、垂水市でも同じような状況が生まれています。さらに、緊急事態が要請され、外出自粛や休業要請に市民も飲食店、塾、事業所、企業等も協力をして、取り組みが広がってきています。

このように、直接、間接的に損失を受ける人の営業と生活が持ちこたえられる支援が市の対策としても必要ではないでしょうか。単に、景気対策という見地からではなく、何よりも国民の、市民の命を守る感染防止対策に直接支援が求められています。市としても、市民の感染防止としてマスクの提供や子ども世帯への支援など、今後の取り組みがされていきます。大いに評価し、職員の皆さんの奮闘と努力に激励をしたいというふうに思います。

しかし、予算案のプレミアム商品券は問題と考えます。国の補正予算が成立をしましたが、その中にG o T o キャンペーン事業なるコロナ収束後の消費環境が1.7兆円盛り込まれましたが、今、この問題については、大事な今は今、収束に予算をつぎ込むべきではないか、と怒りの声も広がってきています。

そこで、以下を問題点として指摘したいと思います。一つは、プレミアム商品券は、経済対策として事業であるとの予算案の説明でした。これは、収束後の経済対策としての要素、意味合いが強いものです。国や県も収束後の事業として位置づけています。また、公平性など、問題があると考えます。いわゆる買える人、買えない人、様々な問題があります。また、プレミアム商品券は先物買いの色合いも濃いものでもあります。

2点目に、新型コロナウイルス感染防止対策として、直接・間接的に損失を受けている人の営業と生活が持ちこたえられる支援が市の対策として必要であり、最優先すべきものではないでしょうか。自粛の必要性和企業等に対する独自の補償をすることです。そして、飲食店や浴湯は休業要請に応じていらっしゃると思いますが、収入減のため家賃や光熱水費など、固定費を払えず、今後の営業の継続は懸念されています。実際、県の協力金も基準に合わなかったりする対象外のケースもあります。

そういう中、ぜひともこのような対策は必要だというふうに考えます。今回、このことは期待はできないかもしれませんが、今後の補正予算等で、この原資となる地方創生基金をぜひ活用して、これらの支援策をとっていただくよう、要望しておきたいと思います。

以上の点を指摘して、議案第32号令和2年度一般会計補正予算案には反対をいたします。

以上です。

○議長（篠原静則） 討論の通告がありますので、発言を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論します。

新庁舎建設の関係については、市民からコロナウイルスで大変なときに、いつまで新庁舎建設の問題を続けているんだ。議員は何をやっているんだ、議会で決まったんだろう、という声をよく耳にするようになりました。私自身もそれを言われると答えようがなく、むなしさを感じています。議会の決定事項の重み、議会の役割とは何なのか。最近、よく考えさせられます。これまでも何回も申し上げていますが、この新庁舎建設の問題については、議会では平成30年3月議会で設計業務

委託費として1億1,162万円、平成31年3月議会で地質調査費として2,760万円、合計で1億3,922万円の予算可決をして、さらに12月議会においては新庁舎建設事業に関する住民投票条例制定案が審議されて、反対の立場、賛成の立場で、それぞれ激論を交わした上で、議会として一定の結論を出したのではないのでしょうか。

それが今回、新たに要求は変われど、同じように新庁舎建設に関して審議をしなければならぬことに、非常に残念な気持ちでなりません。今回の条例制定の直接請求は、市長も意見書をまとめるに当たって大変苦勞をされたのではないかと思います。それは本来、法が求める目的と違った、極めて疑問点の残る請求であるからです。そもそも、地方自治法第74条の直接請求は、本来、条例の制定及び改廃を目的とするものであります。しかしながら、本請求を提出された共同代表は、4月27日の本会議場の意見陳述の最後に、当団体は庁舎建設場所に反対しているなどと明確に話され、また、署名簿提出の際の新聞記事の中でも、改正案可決には出席議員の3分の2以上の賛成が必要。可決の条件が厳しいため、考える会は改正案否決によって計画の白紙化を狙う、などと記載がありました。このことは全くもって法が求める本来の趣旨と相違することになります。

市長は意見書の中で、これまでの考えとは異なり、時期尚早ではないかと考えているが、結果的に市民の皆様のご直接請求という形で条例案を提出することになった旨の弁明がありました。本来の目的とは違いますが、法に基づく直接請求であるからこそ、署名した市民を尊重し、配慮した提案だと私は受けとめています。私自身も建設規模や予算の確定した後で、具体的な見通しの立った段階で提案すればよかったと思っていますが、条例案自体

が可決すべき内容であるという視点から、賛成の立場であります。

賛成の理由は、大きく分けて3点です。

まず一つ目は基本計画や基本設計の内容に問題がないことです。これまで議会や市民の皆様説明をされている基本計画や基本設計の情報によると、防災拠点としての機能が十分であり、安全面に配慮されていること。また、財源も有利な地方債を活用しており、市の財政面も十分に配慮されていることで、垂水市役所の事務所としてふさわしい建設計画だからです。先日の総務文教委員会の中で、共同代表に対して、昨年12月議会において同じグループの代表に対して代替案について質問したときに、現庁舎跡に建設する提案をされましたが、そのときに仮庁舎費用の約8億円は要らない。現消防庁舎の建設計画、財源の確保もないまま、消防庁舎も壊して利用する。工事を3期に分けて、現庁舎の後ろを削って、少しずつ新庁舎を建てていくなどと、現庁舎を生かしながら工事を3期に分けて建設する考えを示されましたが、その考え方に変更はないのか、代替案はあるのか、などと質問をすると、今回の条例とは全く関係がない話であり、これについては答えない旨の答弁がありました。原案に反対の立場であるならば、代替案はあってしかるべきです。しかし、これに答えないということは甚だ責任感の乏しい主張であると思われまます。

二つ目は、計画が白紙になれば、市民に与える影響は大きいからです。庁舎の建設が遅れば遅れるほど、市民や職員の皆さんが長期間にわたり危険にさらされることになること。また、十分な防災拠点機能の整備が行われないことから、安全上のリスクが発生することです。さらに、建設コストの上昇や有利な地方債が使えないことから、財政上のリスクが発生することにもなるのです。このこと

で何が言えるのかというと、現計画を進めることこそが市民の安心安全、市の発展につながるものと考えます。総務文教委員会の中で、共同代表に対して現庁舎を使い続けると安全上のリスク及び財政上の財源や、コスト面でのリスク回避の方法と方向性について質問すると、そのことは議員の皆さんで審議してほしい。一般市民に尋ねるのは酷である旨を答弁されましたが、このことは明らかに責任の逃避、無責任な発言ではないでしょうか。建設の白紙撤回を求めるのであれば、様々なリスク回避の方向性も示すべきであるものと考えます。

三つ目は、建設を促進してほしいという声が多いことです。これは、4月25日付の南九州新聞の記事ですが、議員の皆様のところにも事前にお配りしました。新庁舎建設を進める会が本来の趣旨に従って、一刻も早く計画どおりに建設を進めてほしいという願いを込めて、同じように位置の条例を求める条例改正案の直接請求をするために署名活動を実施中で、その途中経過として4月22日現在で5,317名の署名を集めたという記事です。垂水市の有権者の約6,000人を目標に、直接請求のための署名活動を実施しているとのこと。その活動を実施している方々は、今回の新庁舎建設を考える会から提出された直接請求が道理にかなっていないことから、ことを承知し、いずれ改正しなければならない条例案の早期可決を願って、さあ立ち上がろう、新庁舎建設に向けて、というキャッチフレーズで活動を展開中です。これがそのチラシであります。今まで、議会の動きを黙認していた市民がこうして立ち上がらなければならぬほど、議会の信用はなくなったのでしょうか。この署名数をどう見るのか。議員一人一人が考えなければならないのではないのでしょうか。

以上の理由から、市民の安心安全を守るためにも、新庁舎建設を計画どおりに進める上で、今回の条例案は可決すべき賛成の立場であります。

最後に、新聞記事の中から抜粋して市民の直接の声を読み上げます。一刻も早く現計画どおり建設を。5,317署名を集め、活動。現計画のとおり、少しでも早く新庁舎を建設し、市民の安心安全を確保してほしいという多くの市民の声を届けるべく活動しています。今後、新型コロナウイルスの社会的、財政的悪影響が懸念され、国の財政も厳しく、新庁舎の予算確保も厳しくなることが予想され、今後、庁舎建設ができないのではないかと、そうすれば、私たちの子どもたちの世代にこの問題を残すことになるため、それだけは絶対に避けたい。この問題は私たちの時代で終わらせるという、強い意志のもとに活動をしています。垂水市議会の議員の皆様においては、今現在、5,317署名という多くの市民の声を重く受けとめ、責任ある行動、子どもたちに胸を張れる行動を強く求めます。

以上です。

○議長（篠原静則） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 議案第30号垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例制定案について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年4月27日に、地方自治法の手続により成立した条例制定の請求を受けて、市長からこの条例改正案が提出されました。市長の意見書には、今回はこれまでの私の考えとは異なり、時期尚早ではないかと考えておりますが、結果的に市民の皆様のご直接請求という形で条例改正案を提案することになりました、と記載されております。また、市民の安

心安全を守る新庁舎建設を計画的に進めていくためにも、本条例を可決していただく必要があるものと考えております、と述べています。この条例改正案の提案時期については、地方自治法第4条の行政実例において市町村の事情により、建設着工前でも完了後でも差し支えないとされていることもあり、市長はこれまで議会答弁において、提案時期については様々な考え方がありますことから、慎重に判断したいと答弁されております。

このような中、私自身も直接請求があった以上は提出せざるを得ないことは理解しておりますが、新聞報道でもありますように、新庁舎計画の白紙化を目的としているものであり、大変違和感を持ちますし、恐らく市長は不本意であったと思います。私は、なぜ市役所の位置を定める条例改正が法の解釈において、建設着工前でも完了後でも差し支えないとなっているのか、当初の段階では理解できませんでした。しかし、建設場所はこの位置条例で定めるものではなく、基本計画で定めるものであることがわかったときに、理解できました。なぜならば、この条例で建設場所を定めるものであれば、完成後でも差し支えないという法の解釈があるはずがないからであります。このようなことから、位置を定める条例案の提出は、完成後でも差し支えないことになっているという執行部の説明を聞き、納得したところであります。

議員の皆様も見られたと思いますが、平成30年の5月号の市報に、建設予定地は錦江町旧フェリー駐車場跡地に決定しましたとの見出しと内容が掲載されました。仮に、今回条例案が成立しなくても、庁舎建設計画そのものが白紙になるわけではありません。なぜならば、この庁舎位置条例案は、市長には議案を何回も提案する権限があるからであります。私たち議会は、これまで段階、段階で執

行部から丁寧な説明を受けてきました。

また、二度にわたって設計予算や地盤調査の予算も議決しております。

市長は、もし今回、条例案が否決になっても、しかるべき時期に改めて提案したいとの考えを答弁されました。このことから、今後、同様の条例案が幾度となく提案されることになると思います。このような状況を、私たち垂水市議会はつくっていいのでしょうか。私たちは、市民が安全で、安心して生活をしていただくためにも、安全面に最大限配慮した新庁舎、そして有利な地方債が活用できる今こそ執行部を責めるだけではなく、一緒になって進めるべきであると思います。そして、早く跡地利用の活用策の議論をスタートさせたいものだと、私は考えております。

以上のことから、今回の条例案は可決すべきであると考えております。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 私は、議案第30号に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、この問題は前回も述べましたように、まずスタート時点を間違っていたなど、今反省しているところです。議会といたしましても、この大変大型のプロジェクトを特別委員会もつくらずに、執行部任せにしてきたことが大きくなつまずきであったと思っております。そういう中で、30年の5月でしたかね、そこで執行部は決定したと述べておられますが、私は平成30年9月議会において、この地方自治法第4条、事務所の移転について、1年数カ月前に既に質問しております。それはなぜかと言うと、事務所の移転が大変重要な問題であることを認識していましたので、誰よりも先にこの地方自治法第4条を質問しており

ます。

そういう中で、市民の方々はアンケート調査を市長に、執行部に求め、また住民投票なども要望してきました。その中で、市長はそのようなことは不要だというように、一方的に言われています。そして、今回出された議案第30号においても、時期尚早だと述べておられます。この市庁舎移転は、非常に重要な問題で、そして重みが普通の議決とは違います。3分の2の議決という、大変ハードルの高い決議であります。市長は、よく二元代表制を重要視されております。そして、議会の意見を聞き、と述べられております。そして、今回新聞報道等やマスコミにおいても、議会がどうあれ、私は計画どおり、現在のところに建設をすると述べております。

これは大変、議会軽視でもあり、また先程言いました市民からの要望も不要とか、全く市民を無視した発言でもあります。私は、この問題は一刻も早く解決すべきだということは十分認識しております。しかしながら、このようなことから、この条例案に対しては、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） （発言する者あり）市長のただいまの発言は認められません。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案第30号を採決いたします。本案の議決については、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

なお、この場合は議長も表決権がありますので、申し添えておきます。ただいまの出席議員は、14名であります。その3分の2は、

10名であります。

議案第30号に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について起立により採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） ただいまの起立者は7名で、3分の2に達しておりません。

よって、議案第30号は、否決することに決定いたしました。

次に、議案第32号について（発言する者あり）。参加して、座っておりました。

次に、議案第32号について、お諮りいたします。ご異議がありますので、議案第32号は起立により採決を行います。

なお、起立されない方は否と見なします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第33号について、お諮りいたします。議案第33号については、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり決定しました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和2年度第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

